



飼養衛生管理基準のポイント 第4号

令和3年5月12日

～ I-3 マニュアルの作成 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底」についてです。

(基準本文)

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他必要措置を講じること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。(項目は後述)



マニュアル作りねえ...、わざわざ文書にする必要あるかねえ...



防疫対策は管理者1人ではできんからな。従業員や農場に立入る業者・関係者みんなが防疫ルールを守る必要があるじゃろ。農場の防疫ルールを明確にして、関係者みんなで共有するために作るんじゃよ。「言ってるから大丈夫」という油断は禁物じゃ!

それに、防疫対策が適切かどうか見直すためにも、今どうしているかを誰にでもわかるようにしておく必要があるじゃろ。



う～ん。で、どういう内容で作ればいいのか?



次の10項目が決められているんじゃ。

- ① 農場以外での動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 海外からの肉製品の持込みに関する注意喚起
- ④ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- ⑤ 工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- ⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦ 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域への侵入防止
- ⑨ 農場における防疫のための更衣
- ⑩ 洗浄及び消毒の方法 (消毒薬の種類、作用・乾燥時間等)





飼養衛生管理基準の項目に加えて、10項目の決まりをつくらなければならないってことなの？

マニュアルに記載する10項目には、飼養衛生基準の中で遵守が義務づけられている内容を含める必要があるんじゃない。ようは、飼養衛生管理基準の関連項目をどういうルールで遵守するかをマニュアルとして具体的にまとめる、ってイメージじゃな。関連項目は表を参考にしてくれよ。



とはいっても、作るのが大変そうだなあ...



農林水産省がマニュアルのひな型を出しているから、それに倣ってたらどうじゃ？定期的に見直しをする必要があるから、最初はシンプルなものからはじめれば作りやすいんじゃないかな。

専門家の意見を聴くことになっているから、担当獣医師か家畜保健所に相談しながら作るんじゃない。



難しく考えずに、とりあえず進めてみるよ。

おっと、忘れるところじゃった！関係者が必要な内容を確認できるような対応を忘れずにするんじゃないぞ！方法は自由じゃが、例えば冊子にして配布するか説明看板を設置して見てもらうなどじゃな。



マニュアルに記載する項目（内容）	基準の主な関連項目
① 農場以外での動物の飼養及び狩猟における禁止事項	II-12
② 海外渡航時及び帰国後の注意事項	II-12、17
③ 海外からの肉製品の持込みに関する注意喚起	—
④ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止	II-16、17
⑤ 工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組	II-16
⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い	II-16
⑦ 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止	I-9
⑧ 野生動物の衛生管理区域への侵入防止	III-24
⑨ 農場における防疫のための更衣	II-14、III-21
⑩ 洗浄及び消毒の方法	II-13、15、III-22、27～32



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
 岩手県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
 Tel：0197-23-3531 FAX：0197-23-3539
 E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

